

宮城県産業振興審議会水産林業部会(平成29年3月24日開催)における委員からの意見に対する対応

区分	番号	意見要旨	対応状況(新ビジョン骨子案への反映項目等)	発言者
総論	1	「宮城型」という言葉は非常に心惹かれる。他ではやっていない、宮城だからやっているというところを掲げ、成果を挙げたいと思う。	本県の森林、林業・木材産業の特徴を踏まえ、「選択と集中」により宮城県ならではの取組を整理いたしました。	佐々木委員
	2	各委員からの意見は県民の要請・期待であり、県としてはできるだけ受け止めた方がいいと思うが、農林水産部の林業担当のみ全て受け止めることは難しい。担当部局として記載する内容を整理する仕分けはどこかでは必要。		岡田部会長
森林・林業の目指す姿	3	計画期間の10年というスパンは、森林にとっては一瞬である。最終的な形に近い50年後の姿と、その実現のために今後10年で必要な取組を分けて記載した方がよい。	中間案(P22)の「第3章 本県森林・林業行政の理念」に記載した「宮城の森林、林業・木材産業の目指す姿」のイメージ図のとおり、「木を植え、木を育て、木を使う」という循環型の森林、林業・木材産業が10年後、50年後共通の目指す姿として整理いたしました。	佐々木委員
	4	理想でも良いので最終形というのが欲しい。「将来はこうなっている」ということがあると分かりやすい。		亀山専門員
計画の進行管理	5	10年で林業は大きく変わる。3年なり5年で見直ししながら10年後に達成できるものにするべき。	中間案(P2)の「第5節 推進方法」「1 的確な進行管理の実施」のとおり、情勢の変化に応じて必要な見直しや施策の重点化を図るなど柔軟に対応する旨記載いたしました。	大内専門委員
取組の進め方	6	安定的な合板の供給などを進める中で、もう少し進め方を明確にし、どのような形で10年後に達成させていくかを明記するべき。	中間案(P24以降)に「第4章 政策推進の基本方向と12の取組」を追記しております。ここでは、目指す姿を実現するための4つの政策毎に取り組む12の取組を示しております。その中で、素材生産の効率化などに向け、取組1(県産木材の生産流通改革)にITCを活用した木材需給システムの構築について具体的に記載いたしました。	大内専門委員
市町村との連携・支援	7	各市町村がどのように山を作っていくのかを示すなど、市町村がしっかり取り組めるように支援すべき。	中間案(P3)に新みやぎ森林・林業の将来ビジョン推進体制を示し、体系的に市町村との関連を表現いたしました。また、中間案(P30)の取組5(多様性に富む健全な森林づくりの推進)に、市町村が主体となって実施する森林整備に関する支援の強化について記載したほか、各取組に市町村と連携して行う内容を記載いたしました。	佐藤専門委員
	8	市町村の位置付けを明確にして、県と市町村がしっかりスクラムを組んでいかないと、ビジョンは進まない。行政が一体となって民間を引っ張ることが必要。		大内専門委員
	9	各市町村では、農業が優先され林業はどうしても後手後手に回っている。市町村と情報交換しながら森林保全を働きかける必要がある。		木村専門委員
	10	宮城型として、市町村と県の新たな協働・協力関係や、支援の仕組みを打ち出していく必要がある。		岡田部会長
再造林の推進	11	10年後の姿、木を使い、植え、育てる。そのためにもどうやって植林をさせていくかということを今後考えていかなければいけない。植林について指導しているとは思いますがまだ弱い。再造林をさせて山作りをすることにも力を入れていくべき。	中間案(P29)の取組4(資源の循環利用を通じた森林の整備)に、主伐・再造林の推進による森林資源の再造成について具体的に記載いたしました。	佐々木委員
担い手育成	12	林業大学校や、昔のグリーンマイスター制度など、県による担い手育成の方向性を打ち出すべき。	中間案(P32)の取組7(持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成)に、国の「緑の雇用」制度と連動した技能講習や研修の実施、同世代の担い手ネットワークづくりといった、宮城県独自の人材育成等に係る内容を記載いたしました。	大内専門委員
他産業との連携	13	環境教育や森林レクリエーションが、十分に産業に繋がるという視点を入れ込むべき。	中間案(P33)の取組8(地域・産業間の連携による地域産業の育成)に、他分野・他産業との連携による森林資源を利用した新しいサービスの提供や、観光事業者などと連携した森林の多様な活用方法の商品化等について記載いたしました。	木村専門委員
	14	環境産業との連携が明確にされていない。森林は教育の場であると同時に観光の場でもある。森林を観光資源としてどう使うかという視点が乏しい。		木島委員
県民理解や森林環境教育の推進	15	森林は多面的機能を有しており公共財であるということを、地域に生きる誰にも認識させる必要があり、そのためには地元の子供たちへの教育が重要となる。	中間案(P35)の取組10(森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成)に、宮城県森林インストラクターの養成をはじめ、小中学校における森林環境教育等について記載いたしました。また、中間案(P32)の取組7(持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成)に、小中学生からの体系的な林業教育の推進について記載いたしました。	須能委員
	16	林業にあまり関心のない方々や子供たちに林業の大切さを働きかけていくことが大切。		木村専門委員
	17	木の教育、木育活動に関することの記載が必要。		亀山専門委員
	18	森林と一緒に行って説明をする森林インストラクターの養成に関することをもっと書き込むべき。		木島委員
普及・PR	20	みんなの森林づくり事業にしてもアプローチが弱く、年々参加企業が減ってきているという印象も受ける。例えば企業・団体向けに説明会を開催するなど、もっと県民がわかりやすい広報に取り組むべき。	中間案(P35)の取組10(森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成)に、県民に分かりやすい情報提供について記載いたしました。	木村専門委員
特用林産物の風評被害対策	21	特用林産物の放射能対策は、県が本気になって東京電力と交渉して費用負担をさせ、全量検査を行い早く安全宣言するようにしないといつまでも風評被害から脱しない。具体的に誰が、どう実施するのかという整理が必要。	中間案(P36)の取組11(海岸防災林の再生と特用林産物の復興)に、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題への対応として、放射性物質検査の徹底による安全・安心な特用林産物の提供、県民への分かりやすい情報提供などについて記載いたしました。	須能委員
資料構成	22	文章とグラフや図がリンクしていない箇所がある。	中間案の文章、グラフ・図を見直し、齟齬がないように修正いたしました。	亀山専門委員